

周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例制定について

周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年5月8日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における周南市市長等の給与に関する条例（平成15年周南市条例第41号。以下「市長等給与条例」という。）に規定する市長等の給料の支給額の特例について必要な事項を定めるものとする。

(市長の給料の支給額の特例)

第2条 特例期間における市長の給料の支給額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条例で規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を控除した額とする。

(その他の特別職の給料の支給額の特例)

第3条 特例期間における副市長、常勤監査委員、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び教育長の給料の支給額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条例で規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期間)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。